

## 岩倉市図書館資料の無償譲渡に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市図書館資料の除籍及び廃棄に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき処分する図書等（以下「図書等」という。）を、市内公共施設及び個人に無償譲渡することにより図書の有効利用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(無償譲渡する図書等)

第2条 無償譲渡する図書等は、要綱第7条の規定により処分する図書及び雑誌とする。

(無償譲渡の手続)

第3条 無償譲渡をするときは、次に定める手続をとらなければならない。

- (1) 無償譲渡する時期は、特別整理期間終了後においてその年度内におけるできるだけ早い時期に実施し、あらかじめ市広報にその旨を掲載するものとする。
- (2) 無償譲渡するときは、譲受人より岩倉市図書館資料無償譲渡受領書（別記様式）を徴しなければならない。

(無償譲渡の冊数)

第4条 無償譲渡する図書等の冊数は各10冊までとし、公共施設については、図書館長と別途協議するものとする。

(無償譲渡の条件)

第5条 無償譲渡を受けたものは、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 譲り受けた図書等を売却しないこと。
- (2) 譲り受けた図書等は公共施設について、学校にあっては児童生徒の用途に供するものとし、その他の公共施設にあってはより広く市民の用途に供することとし、個人にあっては個人の読書のために使用するものとし、それ以外の目的に供しないこと。
- (3) 譲り受けた図書等の管理及び利用の状況について報告を求められたときは、その求めに応ずること。

(無償譲渡の取消し)

第6条 前項の無償譲渡の条件に違反するものに対しては、当該無償譲渡を取消し、又は以後の無償譲渡を行わないことができる。

(無償譲渡する図書等の表示)

第7条 無償譲渡する図書等には、除籍した図書等であることを表示し、在籍の蔵書と明確に区別できるように加工しなければならない。

(その他)

第8条 破損し、又は棄損した図書等については、古紙利用とする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

岩倉市図書館資料無償譲渡受領書

年 月 日

岩倉市長 殿

譲受人

住所

氏名

館外整理券番号

0						
---	--	--	--	--	--	--

（0から始まる7桁の番号）

次の資料を受領しました。

譲り受けた資料は古書店等に売却・譲渡するなど、営利の目的に使用しません。

譲り受けた資料の管理及び利用の状況について報告を求められたときは、その求めに応じます。

図 書	始め	冊
雑 誌	始め	冊